

令和元（平成31）年度 京都市立洛風中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、誰もが、いじめられる側にもいじめる側にもなりうるものであり、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、いじめを許さない学校づくりを進めるべきと考える。

本方針は、「仲間とともに 納得して学び 心を開いて遊び 語り合う 自信を取り戻す学習の実践」という学校目標の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年8月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、及び内容を示すものである。

2 基本的な考え方…人権教育を基盤とした学校づくりを実践する

（1）本校は、不登校を経験した生徒のための学校である。そのため、安心・安全に学習や仲間づくりができる環境づくりが最優先され、「いじめの芽生えない学校」にする。

（2）隠れたカリキュラムの重要性を理解し、実践する。

まず教職員どうしがお互いを尊重し、良好な人間関係を構築する。また、教職員自らが率先して授業規律を守り、生徒のモデルとなり、一体となって安心・安全な学習環境づくりを行う。

（3）「だれもが心地よい風を感じながら生活できる」という本校の生徒指導基本方針に基づき、次の3点を徹底する。

*生徒の問題行動や課題を、個人の性格や意思・努力によるものではなく「困りごと」であると捉えることができる「観る目・感性」を大切にする。

*スタッフ全員が、それぞれの生徒の担当であるという意識で生徒と関わり、多くのスタッフの目で、その生徒を多面的に捉え、率直に意見交換することを大切にする。

*その場面にあったよい表情で子どもを見つめ、親身になって話を聴き、生徒一人一人とのふれあいを大切にした、適切なかかわりをする。

〔参考〕①《学校における》人権教育をすすめるにあたって（試案）より

「みんなと学ぶこと、みんなと遊ぶこと、みんなといふことが嬉しい。」とすべての子どもが実感できる学校になり得ているかを子どもの目の高さで常に点検する必要がある。とりわけ、子どもにとって、教職員は重要な人的な教育環境の一つであり、子どもとかかわるすべての場面で、徹底して「子どもの人権を守ること」「子どもの人権意識を育てるこ」に努めねばならないことはいうまでもない。教職員自らの人権意識が問われているのである。

〔参考②〕《人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

～指導等の在り方編～より

☆隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに問わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びしていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒はじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

3 学校における「いじめの芽生え」を防ぐための取組 …目に見えない『風…環境・かかわり・成長』を大切にする。

(注…「いじめの芽生え」とは、放置しておくと深刻ないじめにつながる恐れのある状態)

(1) 学習環境の整備

①生徒が参加できる授業

洛風中学校「学習のしおり」に基づき、「～学習の『めあて』を明確に・学習の『手だて』に工夫を～」という本校の学習指導のテーマを実践し、生徒が納得して学べる「居場所のある授業」を展開する。

②心が落ち着き、生活感のある環境

木の温もりのある設備を生かし、生徒の作品などの展示や掲示物などで環境の整備や美化に努める。また、生徒の「困りごと」に配慮したユニバーサルデザイン（合理的配慮）を工夫し、「心が落ち着き、かつ生活感のある空間（学ぶ・遊ぶ・語る・休む・作業する・食事をするなど）」を創造する。

③安心できる休み時間

登校時の一日の出会いから、授業と授業の間、昼休み、放課後と日々の生活の時間を生徒どうし、また生徒と教職員とが、適度な距離感で交わるように意識し、ともに楽しむ。かつ、不調やトラブルの兆候・サインを見逃さない。

(2) 生徒の自信や心身の成長につながる取組の充実

①ヒューマン・タイムの充実

よりよい仲間づくりのために、本校の教育課程の特色の一つである「ヒューマン・タイム」の時間に、生徒の状況に応じた道徳や人間関係づくりの活動を意図的に取り組む。また、日々のふりかえりの時間や人権や進路、健康、安全に関する学習において、ともに語り合い、お互いの思いを理解し、考えを深め、尊重し合える関係づくりの場とする。

②行事や体験活動の充実

ヒューマン・タイムや総合的な時間（風夢風夢）と関連させ、花背わくわくドキドキオリエンテーション合宿や修学旅行などの行事・取組を充実させる。自然体験や職業体験、創立記念行事の卒業生の体験談や地域や様々な人達との出会いの場を通して「身にしみる体験」として活動する中で、自信に結びつくようとする。

③生徒が自主的に行う活動の場の充実

洛風をよりよくする委員会や係活動、行事では一人一人に出番を保障し、主体的に関わり、自信につながる経験の場とする。とりわけ、ワイングや秋パーティ・3年生を送る会では、縦割りの関係を生かし、仲間を意識し相互支援ができる活動を意図的に取り入れ、一人一人の自己有用感を高め、集団としての育ちも促す。

④必要に応じて、「安心・安全の枠づくり」を生徒とともに見直す。

「洛風の誓い」や生徒手帳にある「洛風中学校でよりよい一日を過ごすために」「お互いの学校生活を大切にするために」を大切にする。転入学生を迎えるときなどの節目で確認する。また、常に生徒の実態に即すよう、必要に応じ検証し、修正も検討する。

⑤心のこもったメッセージの発信

ワイング担当と交わす「ふりかえりファイル」や「健康観察ファイル」での一言や日々の対話の中で、双方に向かって気持ちが通い合うかかわりを大切にする。学校だよりや保健だより等の配布物にも気持ちを込め、生徒、保護者とのコミュニケーションの向上につながるようにする。

(3) 保護者支援と連携の充実

日々の連絡や対応を丁寧に行い、信頼関係を構築する。また、保護者も安心して学校に相談でき、生徒の不調やトラブルの早期発見・対応ができるように心がける。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや専門機関との連携も大切にし、これまでの経験だけでは判断せず、多角的な視点で保護者を支援する。管理職も行事、参観日やカウンセラーを囲む会などにおいて、保護者との信頼関係の構築に努める。

4 学校におけるいじめ対応のための組織…「伝える」「尋ねる」「確かめる」

(1)「生徒理解委員会」の中に「いじめ対策委員会」の機能を持たせ、徹底を図る。

*構成メンバー…学校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・補導主任・教育相談主任・養護教員・(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)

*月に2回

*一人一人の生徒の様子を出し合い、「いじめの芽生え」がないか常に確認する。

*「いじめの芽生え」が疑われる事案が起こった場合、必要に応じて緊急に招集し、情報集約の窓口となり組織的な対応ができるように方向性を検討する。

*生徒の状況に応じて、未然防止の取組を確認・修正する。

(2)「ミーティングA」の充実

*構成メンバー…全教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・総合育成支援員

*月に1～2回…「生徒理解委員会」と連携して行う。

生徒下校後のミーティングやミーティングBの中でも行う。

*生徒の情報交換及び情報共有の徹底と必要な対応や取組を検討し、全教職員の共通理解を図る。

*スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや外部講師による事例研修なども行い、意識の向上を図る。

(3)生徒下校後の情報交換の実施

*構成メンバー…全教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

*原則毎日 16:45～月・火・金

(ミーティングのある水・木は、ミーティング内で行う。)

5 いじめに対する措置及び重大事態への対処 … 一人で抱えない

(1)早期発見のための手立て … 感度のよいセンサー・アンテナを磨く

①教育相談体制の充実

「聴いてもらえる」「一緒に考えてもらえる」という信頼関係を築き、定期的な教育相談や懇談の機会だけでなく、「ふりかえりファイル」や「健康観察」など、日頃の生徒のかわりを大事に活用する。生徒アンケートやいじめアンケート、クラスマネジメントシートも活用する。

②教職員の資質の向上

*ミーティングAの事例研修や特別支援教育など、自主的に生徒の「困りごと」に対応できる力量を磨くとともに、積極的にスクールカウンセラーによる問題点の整理や具体的な対応方法の検討などの助言を受け、個々の生徒や保護者への適切な対応を工夫する柔軟性を持てるようにする。

*「子どもの心の叫びにどう対応するか」「いじめ対応リーフレット」などを参考にした具体的ないじめ対応に関する研修や自己研鑽を行う。

*ケータイ・スマホ・インターネット等のSNSなど、生徒がおかれている今日的な課題に対応できるように、研修や情報の取得も怠らないようにする。

(2)いじめが起こったときの措置 … 迅速かつ丁寧な初期対応・組織として動く

- ・「いじめの芽生え」を感じたときや「これはおかしいな」と思ったときは（些細なことや疑いも含め）速やかにウイング担当や生徒指導主任に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に、情報を整理し全員で共通理解する。
- ・ウイング担当や学年内で情報が止まらないようにする。
- ・必ず管理職には一報を入れる。
- ・いじめの通報、相談があった場合、何よりもいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについての事実確認を行う。時系列に添って、「誰が、いつ、どこで、何を、どのように」や「いじめを行うに至った経過や心情などを聴き取り、記録を正確に残す。ただし、憶測や曖昧な記録は残さない。
- ・生徒、保護者へは複数で対応することを原則とする。

- ・いじめられた側への支援・ケアを最優先とする。
- ・いじめられた側・いじめた側双方の保護者に連絡をする。ただし、可能な限り事実確認をしてから行い、曖昧な情報が伝わらないようにする。特にいじめられた側の生徒の心情に配慮して、指導の方向性を共通理解した上で、保護者を含めた指導に入っていく。
- ・いじめられた側の生徒、保護者への支援とともに、事後のケア、アドバイスも行う。
- ・いじめた側への指導及び保護者への助言を行う。いじめた側の生徒にも支援の必要な状況も把握し、必ず事後のアドバイス・ケアを行う。
- ・周りの生徒の状況も把握する。関係した生徒に対しても、適切な指導・支援を行う。必要に応じてウイング、学年や全校生徒への指導も行い再発を防ぐ。
- ・いじめの状況について定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。
- ・事案によっては、警察とも十分に連携し対処する。

(3) 重大事態への対処 … **当事者の思いを念頭に・教育委員会との綿密な連携をする**

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法、京都市いじめ防止等取組指針などを踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告する。
- ・教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には「いじめ対策委員会」を中心に特別な組織を設け、質問紙の使用等、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・教育委員会が調査の主体になった場合は、教育委員会の指示・指導のもと、資料の提出など、調査への協力をする。
- ・スクールカウンセラー、警察や児童相談所など、様々な外部の関係機関とも連携できるようにする。

(4) いじめへの対処の留意事項 … **表層的な解決で終わらせない対応を徹底する**

- ・いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。
 - *いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当期間（少なくとも3ヶ月間を目安）継続していること。（被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する）
 - *相当期間（少なくとも3ヶ月間を目安）が経過するまでは、いじめられた生徒・いじめた生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で解消かどうかの判断を行う。（行為が止んでいないと判断した場合は、改めて相当期間を設定して状況を注視する）

(「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月14日）より)

- ・特に重大事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」に基づき対処する。

6 年間計画

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解）	•ウイング開き •転入学生歓迎会準備 •仲間づくりのヒューマン・ターム	•在学生徒 教育相談の実施	•転入学生保護者説明会

5	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「未然防止に向けた取組の確認」 「教育相談・家庭訪問の情報共有」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学生徒入学 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・学年開き・学年目標決め ・憲法月間の講話 ・「ごみゼロ」の取組 ・「なぎの時間」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学生徒への教育相談の実施 ・在校生徒、家庭訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生徒家庭訪問 ・転入学生保護者懇談会 ・花背合宿保護者説明会 ・カウンセラーを囲む会
6	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「記名式アンケートの実施に向けて」 「教育相談、課程補問、三者懇談、記名式アンケートの集約と共有」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・花背山の家わくわくドキドキオリエンテーション合宿 ・よりよく・係活動開始 ・3年生 上級学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有 ・転入学生徒 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・PTA総会 ・カウンセラーを囲む会
7	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「クラスマネジメント実施に向けて」 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有、方針検討」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解） ◆校内夏季研修会 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・非行防止教室 ・夏らしい行事 ・夏休み学習会 ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学生徒、家庭訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学生徒家庭訪問 ・カウンセラーを囲む会
8	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「いじめ防止プログラムの見直し」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 	
9	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「学校評価の実施に向けて」 「クラスマネジメントの結果の分析、共有」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年修学旅行 ・2年ファイナンスパーク学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラーを囲む会 ・授業参観
10	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「学校評価の結果について」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆ミーティングA（研修・生徒理解） ◆ミーティングB（一部生徒理解）</p>	<p>(・初音学区区民運動会) ・1, 2年生 校外学習 ・創立記念行事 (卒業生に学ぶ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者の学校アンケート（学校評価）の実施、集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・三者懇談会 ・カウンセラーを囲む会 ・学校評価委員会

11	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「記名式アンケートの実施に向けて」 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 ◆ミーティング A（研修・生徒理解） ◆ミーティング B（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「秋パーティー」 ・日曜参観 ・健康月間の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施（3年 進路相談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者会 ・入学説明会 ・道徳公開授業 ・カウンセラーを囲む 会
12	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「いじめアンケート調査・教育相談の結果 の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の見直しと作業につ いて」 ◆ミーティング A（研修・生徒理解） ◆ミーティング B（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたって の心構え ・3年冬季スタディング 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式いじめア ンケートの実施、学年 集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生三者懇談会
1	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「9月～12月いじめ事案の経過の共有、 方針検討」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆ミーティング A（研修・生徒理解） ◆ミーティング B（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生チャレンジ体験 ・冬らしい行事 		<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラーを囲む 会
2	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「学校評価の結果について」 「次年度学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆ミーティング A（研修・生徒理解） ◆ミーティング B（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者の学校ア ンケート（学校評価） の実施、集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施
3	<p>◇生徒理解委員会（いじめ対策委員会） 「1月～3月いじめ事案の経過の共有、方針 検討」 「いじめ防止プログラムの見直し」 ◆ミーティング A（研修・生徒理解） ◆ミーティング B（一部生徒理解）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・洛風をよりよくする委員会交 代式 ・卒業式 ・学年のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保 管 ・クラスマネジメントシ ートデータ保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価委員会 ・1,2年生三者懇談会
		【3年】卒業前校外学習		

7. 組織的な対応の流れ

